

江戸川区工事登録業者各位

入札予定価格の公表等実施要領の改正について

江戸川区では、平成27年4月1日以降に初度または2回目、3回目の公表を開始する工事等発注分から、下記のとおり予定価格の公表方法を変更しますので、お知らせいたします。

記

工事請負契約(設計等委託を含む)の公告時において、設計金額の公表を取りやめ、予定価格を公表することとします。

江戸川区入札予定価格の公表等実施要領(抜粋)

改正後	改正前
<p>第3条 予定価格が一億五千万円以上の工事請負契約で制限付一般競争入札による場合は、予定価格を公告により公表する。</p> <p>2 予定価格が一億五千万円未満の工事請負契約(設計等委託を含む。)で指名競争入札による場合は、予定価格を工事等発注票により公表する。</p> <p>(削る)</p> <p>3 物品の購入、役務の提供その他工事請負契約以外の契約のために実施する入札における予定価格は公表しない。</p>	<p>第3条 予定価格が一億五千万円以上の工事請負契約で制限付一般競争入札による場合は、設計金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)を公告により公表する。</p> <p>2 予定価格が一億五千万円未満の工事請負契約(設計等委託を含む。)で指名競争入札による場合は、設計金額を工事等発注票により公表する。</p> <p>3 前条第1項に規定する予定価格は、入札経過調書により公表する。</p> <p>4 物品の購入、役務の提供その他工事請負契約以外の契約のために実施する入札における予定価格は公表しない。</p>

なお、上記以外に以下の基準等も平成27年4月1日付で改正します。

- ・工事請負業者指名基準
- ・工事請負業者指名基準に係る運用基準
- ・制限付一般競争入札実施基準
- ・履行確保に関する基準
- ・工事成績条件付希望型指名競争入札実施要領
- ・建設工事における配置予定技術者の取扱いについて
- ・建設工事における主任技術者の兼務に係る取扱いについて
- ・入札者心得書